

2026 年度
市営住宅 若年ファミリー世帯向け活用事業
事業者募集要項

2026 年 9 月
神戸市建築住宅局政策課

1. 事業の目的

2023 年 12 月に「こども未来戦略方針」が閣議決定され、「子育て世帯に対する住宅支援の強化」に関連する施策が盛り込まれたことをふまえ、神戸市では、市営住宅を活用して、若年ファミリー世帯に対する住宅支援に取り組んでいます。

このたび、民間事業者が市営住宅の空室をリノベーションし、若年ファミリー向けの賃貸住宅として運営いただくことで、若年層に人気のエリアで賃貸住宅を供給する取り組みを始めます。

本事業の開始にあたり、市営住宅の空室を活用する民間事業者を募集します。

2. 応募資格要件

本募集の応募資格を要する者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「賃貸住宅管理法」という。）に基づく国土交通大臣の登録を行っている、又は事業者の決定までに登録の予定があること。
- (2) 直近 1 年間神戸市内において、継続して賃貸住宅管理業務の実績を有すること。
- (3) 入居者に対する苦情・トラブル等が生じた場合において真摯に対応し、かつ団地住民及び自治会と良好な関係を築く意思を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。また、同要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。））及び神戸市税について、未納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反する活動を行っている団体でないこと。
- (8) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

3. 対象住戸及び住戸の内覧

(1) 対象住戸一覧 (計 15 戸)

住宅名	住所	記号	戸数	号棟・号室
港島住宅 (3 戸)	神戸市中央区港島中町 2 丁目 4 番 1	A	1 戸	70-818
		B	1 戸	72-414
		C	1 戸	72-707
深江南住宅 (1 戸)	神戸市東灘区深江南 1 丁目 17 番 1	D	1 戸	1-604
北青木第二住宅 (1 戸)	神戸市東灘区北青木 2 丁目 2 番	E	1 戸	1-206
北青木第三住宅 (3 戸)	神戸市東灘区北青木 2 丁目 5 番	F	1 戸	1-302
		G	1 戸	2-502
		H	1 戸	4-502
北本町住宅 (2 戸)	神戸市中央区北本町通 3 丁目 2 番	I	1 戸	1-201
		J	1 戸	1-205
深江北第三住宅 (2 戸)	神戸市東灘区深江北町 5 丁目 3 番	K	1 戸	1-103
		L	1 戸	1-403
魚崎南第二住宅 (2 戸)	神戸市東灘区魚崎南町 2 丁目 9 番	M	1 戸	1-201
		N	1 戸	3-102
青木南第二住宅 (1 戸)	神戸市東灘区青木 4 丁目 2 番 20	O	1 戸	1-806

※各住宅の対象住戸の詳細は、別添「対象住戸の概要」を確認すること。

(2) 内覧

指定期間内 (10 月 23 日 (金) 午後 5 時まで) に参加表明した事業者に対し、下記期間中に対象住戸の内覧を実施する (事前予約制)。参加表明の方法は 6 の (1) を参照。

ア 内覧期間

9 月 28 日 (月) から 10 月 30 日 (金) まで (午前 10 時から午後 5 時まで)

※土曜日、日曜日を除く。

イ 内覧方法

内覧を希望する場合は、「参加表明書 兼 内覧希望アンケート」(様式 1) により申し込むこと。日時を調整のうえ、当日の内覧方法等と合わせて後日連絡する。

ウ 注意事項

内覧当日は、公共交通機関を利用すること。車を使用する場合、市営住宅内駐車場は利用できないため、近隣のコインパーキング等を利用すること。

4. 対象住戸の使用条件

(1) 住戸の使用料等

ア 2026年度の住戸の使用料は下表のとおり。なお、2027年度以降、時価の変動を考慮のうえ、年度ごとに使用料を算定する。

記号	戸数	月額使用料（消費税込み）	住宅名	号棟・号室
A	1戸	22,742円（年額272,910円）	港島住宅	70-818
B	1戸	22,220円（年額266,640円）		72-414
C	1戸	22,220円（年額266,640円）		72-707
D	1戸	12,998円（年額155,984円）	深江南住宅	1-604
E	1戸	16,701円（年額200,415円）	北青木第二住宅	1-206
F	1戸	17,288円（年額207,464円）	北青木第三住宅	1-302
G	1戸	14,253円（年額171,045円）		2-502
H	1戸	15,271円（年額183,255円）		4-502
I	1戸	20,561円（年額246,734円）	北本町住宅	1-201
J	1戸	16,738円（年額200,864円）		1-205
K	1戸	7,433円（年額89,205円）	深江北第三住宅	1-103
L	1戸	6,893円（年額82,724円）		1-403
M	1戸	8,855円（年額106,260円）	魚崎南第二住宅	1-201
N	1戸	8,231円（年額98,775円）		3-201
O	1戸	21,193円（年額254,324円）	青木南第二住宅	1-806

イ 支払いにおいては、事業者が入居者から家賃を徴収する月を活用事業開始時点として、当該年度の残り月数分の使用料（住戸単位）を一括で納付すること（月途中の入居の場合は、当該入居月の初日を起算日とする）。なお、起算日の属する年度以降の年度においては、年度当初に年額を一括で納付すること。

ウ 共益費は使用料と合わせて一括で納付すること。詳細は別添「対象住戸の概要」を参照。

エ 活用事業開始後は、空室期間も所定の使用料及び共益費を負担すること。

(2) 事業対象住戸の整備

ア 事業対象住戸は、「現状有姿渡し※」での使用許可とする（※「現状有姿渡し」とは、使用する物件を現在の状態のまま引き渡すこと）。本市によるリフォームや補修、解体等は行わない。事業者は、事業者の責任の範囲において、各設備を既設のまま使用することも、改修を実施することもできる。事業者において整備費用等を負担のうえ、整備等を実施すること。

イ 竣工図等の図面資料を希望する場合は、質問提出期間に質問書にて請求すること。

ウ 対象住戸の内部は、建築物の構造に影響を及ぼさない範囲で若年ファミリー向けの改修を行うことを可能とする。対象住戸の整備に際しては以下の点に留意すること。

① 各種法令を遵守するとともに、事業者の責任において、必要な届出、許認可等の取

得を行うこと。

- ② 対象住戸の整備等は、事業開始当初及び開始後に必要が生じた場合でも、本市に計画（施工計画や図面など）を提示し、施工承認を得たうえで実施すること。
- ③ 工事の際に近隣居住者の迷惑とならないよう、喫煙・騒音等に十分配慮するとともに、必要に応じて、団地自治会等との協議や住民周知を行うこと。（団地内禁煙）工事の作業は平日の午前9時から午後6時まで（音の出る作業は午後5時まで）とすること。

エ 住戸内であっても、構造躯体や構造壁、排水縦管等の共用設備は改修しないこと。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 給水・給湯管については、各住戸の量水器1次側接続以降2次側配管は、事業者の責任範囲とする。排水管については、排水縦管（共用管）への接続部まで事業者の責任範囲とする。給水・給湯・排水管は老朽化が進行しているため更新を推奨する。
- ② 外観に影響のある改造については、内容により認めない場合がある。

オ 事業開始後、事業者の責任の範囲における既設設備等の不具合及び不具合に起因するトラブル等について、本市は一切の責任を負わない。住戸内の不具合等に係る入居者からの問い合わせは事業者が対応すること。

（3）対象住戸の提供方法

ア 本市から事業者に対して、地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を行う。使用許可を行うに当たり、事業者は「行政財産使用許可申請書」を提出し、使用が認められれば、本市から「行政財産使用許可書」を発行する。なお、申請は、応募申込書に記載された名義で行うこと。

イ 使用許可は年度ごとに行うため、事業者は毎年度ごとに住戸単位での更新手続きを行うこと。ただし、4の（6）に定める「許可の取消」がされた場合はこの限りでない。なお、4の（4）に定める「事業期間」が残り少なく、空室への新規入居が見込めない等の事情が生じた場合、住戸単位での更新について、本市と協議することができる。

ウ 対象住戸は、使用許可の条件に基づき事業者の責任において適切に管理すること。

エ 事業者は、対象住戸の使用する権利を他の者に譲渡し、交換し、貸付け、又は担保等に供してはならない。ただし本市が認める者への貸付はこの限りではない。

オ 対象住戸は、本事業の目的の範囲外の用に供してはならない。

（4）事業期間

ア 対象住戸は2039年（令和21年）3月31日まで使用可能とする。ただし、一部の住戸は2031年（令和13年）3月31日まで。なお、事業期間の延長について、事業期間終了1年前までの事前協議をもって、本市が特に必要と認めた場合は、事業期間の更新を認めることとする。

イ 各住宅の事業期間は、別添「対象住戸の概要」を確認すること。

（5）管理責任

ア 4の（2）に定める「事業対象住戸の整備」の規定は、対象住戸内の維持管理や修繕等においても準用する。なお、管理責任の区分に疑義がある場合は、本市と協議する。

- イ 大規模修繕工事や各種点検等を行うことがあるので、協力すること。また、入居者に対しても工事に協力するよう指導を行うこと。
- ウ 事業者は、入居者が他の入居者に対して迷惑・トラブルになりうる行為をしないように十分に配慮し、万が一問題が発生した場合は責任をもって対処すること。また、事業者は入居開始前に自治会や近隣住民にあいさつを行い、入居後も入居者と地域との顔つなぎなどを行うこと。
- エ 対象住戸の入居者からの問い合わせは、事業者において対応すること。設備等のトラブルについては、事業者において調査を行い、修繕等を含め適切に対応すること。なお、内容によっては、本市と協議を行い、適切に対応すること。

(6) 使用許可の取消について

将来公用または公共用のため必要が生じた場合、本市は当該使用許可を取り消すことができる。また、事業者が法令・条例、募集要項、使用許可条件に違反した場合、使用許可の取消を行い、事業者と入居者の定期建物賃貸借契約（５の（３）「入居者との契約」に記載）も終了する。

(7) その他留意事項

- ア 家賃額は、若年ファミリー世帯が入居しやすいよう、周辺における同種の賃貸物件と比較し、低額の家賃となるよう設定すること。また、礼金の設定は行わないこと。
- イ 活用事業者として決定を受けた者は、速やかに工事に着手し、入居受け入れに努めること。
- ウ 提案内容を変更する場合、本市と協議し承認を得ること。
- エ 一部住戸（記号Ａ～Ｈ・Ｋ～Ｎ）は阪神電気鉄道株式会社との連携事業の対象となっており、2026 年度内に入居された方に対しては特典（鉄道乗車券上限１万円分、2027 年度入居者の取扱いは未定）が配布される。特典の配布にあたっては本市、入居者及び阪神電気鉄道株式会社の連絡窓口となるとともに、入居者への特典配布に協力すること。
- オ 事業期間終了後は、残置物を撤去し返還すること。また、自然的な摩耗や通常損耗、経年劣化によるものは除き、故意、過失等、事業者及び入居者の責めに帰すべき事由により汚損、破損したものは、事業者の負担で修繕を行うこと。

5. 入居者の条件

(1) 対象入居者

事業者が入居募集する世帯は、入居時点で次のいずれかに該当する世帯とする。なお、入居世帯については、地域コミュニティ活動に参加する意欲があることを条件とする。

ア 夫婦の合計年齢 90 歳以下の世帯

※子どもがいない世帯を含む。

※住民票の続柄が未届の夫または妻、本市のライフパートナー制度の宣誓書受理証、兵庫県のパートナースHIP届出受理証明書の交付を受けた方を含む。

イ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもと同居している世帯

※妊娠中を含む。夫婦の年齢要件なし。

(2) 入居者の募集方法等

ア 活用事業者が決定した際は、その旨を本市のホームページに掲載するので、以降、入居者の募集及び決定は事業者が行う。問い合わせについても事業者が対応すること。

イ 入居者募集については、事業者が責任を持って行うこと。また、本事業の P R を積極的に行うこと。なお、P R 内容は、原則、事前に本市に情報提供すること。

(3) 入居者との契約

ア 事業者は、入居者との契約を借地借家法第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約とし、契約期間を本事業期間内に定めること。

イ 事業期間の満了または 4 の (6) に定める「許可の取消」がされた場合は、事業者と入居者の定期建物賃貸借契約も終了しなければならない。このため、契約期間内の事業者都合による契約解除が可能であり、退去の可能性のある旨を明記すること。

ウ 事業者は、入居者と定期建物賃貸借契約を締結したときは、①入居者の氏名、②年齢、③世帯構成、④入居者が支払う家賃がわかる定期建物賃貸借契約書の写しを本市に提出すること。また、退去の際にも本市に報告すること。入居者が入れ替わった場合も同様とする。

エ 事業者は、入居者に地域コミュニティ活動への参加を促すこと。

(4) 入居者の義務

ア 本事業の入居においても、神戸市営住宅条例第 33 条（入居者の保管義務等）を遵守すること。なお、対象住戸内及び共用部分でのペットの飼育は禁止とする。

イ 入居者は、自治会に加入する場合は自治会費、駐車場を使用する場合は駐車場使用料等を負担すること。

6. 申込手続及び質問

申込の手続は二段階とする。まずは参加表明を行うこと。指定期日までに参加表明した事業者が、内覧、質問及び応募申込を行うことができる。

(1) 参加表明方法

ア 提出書類

参加表明書 兼 内覧希望アンケート（様式1）

イ 参加表明期限

10月23日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

(2) 質問及び回答

ア 提出書類

質問書（様式2）

イ 提出期間

9月28日（月）から10月30日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

エ 回答

質問に対する回答は、参加表明した事業者全員にメールで送付する。質問回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(3) 応募申込方法

ア 提出書類

① 応募申込書 兼 誓約書（様式3）

② 今回の活用計画に関する書類（様式4）～（様式7）

③ 財務・経営状況が分かる書類（直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書）

④ 定款、法人登記簿謄本、会社概要

⑤ 納税証明書等の写し（過去6か月以内に発行した納税証明書等）

⑥ 賃貸住宅管理業法に基づく国土交通大臣の登録の証明書の写し及び事業に必要な許可書の写し

※複数の住戸に申し込む場合は、①に申し込む住戸全てにチェックし、申し込んだ住戸ごとに②を作成すること。

イ 提出期限

11月13日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参または電子メールで提出すること。

(4) 留意事項

ア (1)～(3)にかかる書類の提出先は、9ページに記載する問い合わせ先と同じとする。

イ 電子メールで書類を提出する際は、電子メール発送後に電話で事務局へ連絡すること。なお、電話連絡は平日（月～金）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に余裕をもって行うこと。

ウ 電子メールの受理後、事務局より受付完了の旨を電子メールで通知する。

エ 応募申込を持参にて行う場合の受付時間も、電話連絡と同様とする。ただし、事前に連絡すること。

（５）提出書類の取扱い

ア 提出された書類の著作権は提出者に帰属する。ただし、本市が事業者選定の公表等に必要な場合には、本市は提出された書類の著作権を無償で利用できるものとする。また、提出された書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となる。

イ 提出期間締切後は、提出書類の一切の変更、差替え及び再提出を認めない。

ウ 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

７． 活用事業者等の選定方法

（１）応募申込内容の審査

ア 事業者から提出された応募申込書等を踏まえ、（４）「審査項目及び審査基準」に基づき「市営住宅若年ファミリー世帯向け活用事業選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、書面にて審査を行う。

イ 選定委員は、審査項目ごとに５段階（１～５点）で審査を行う。

ウ 各審査項目の配点に重要度に応じて設定した係数（１～３）を乗じ、各項目の得点を算出する。

エ 審査は住戸ごとに実施する。

（２）活用事業者の決定

ア 審査の結果、各選定委員の合計得点（満点：500点〔100点×5名〕が基準点（300点）以上であり、かつ最高得点の事業者を選定する。なお、基準点未満の場合は活用事業者として選定しない。

イ 最高得点の事業者が複数ある場合は、「ウ 整備・改修に関する提案内容」の点数が高い事業者を優先する。

ウ 事業者選定後に辞退があった住戸については、次点（基準点以上）の事業者を選定する。

（３）審査結果の通知及び公表

審査結果の確定後、本市から速やかに、申込をした事業者全員に審査結果を通知するとともに、審査結果を本市のホームページ等で公表する。

（参考）審査の基準

５点	非常に優れている、非常に期待できる、非常に貢献度が高い
４点	優れている、期待できる、貢献度が高い
３点	概ね妥当である、適切である、貢献する
２点	不十分な点がある、あまり期待できない、あまり貢献しない
１点	ほとんど評価すべき点はない、ほとんど貢献しない

(4) 審査項目及び審査基準

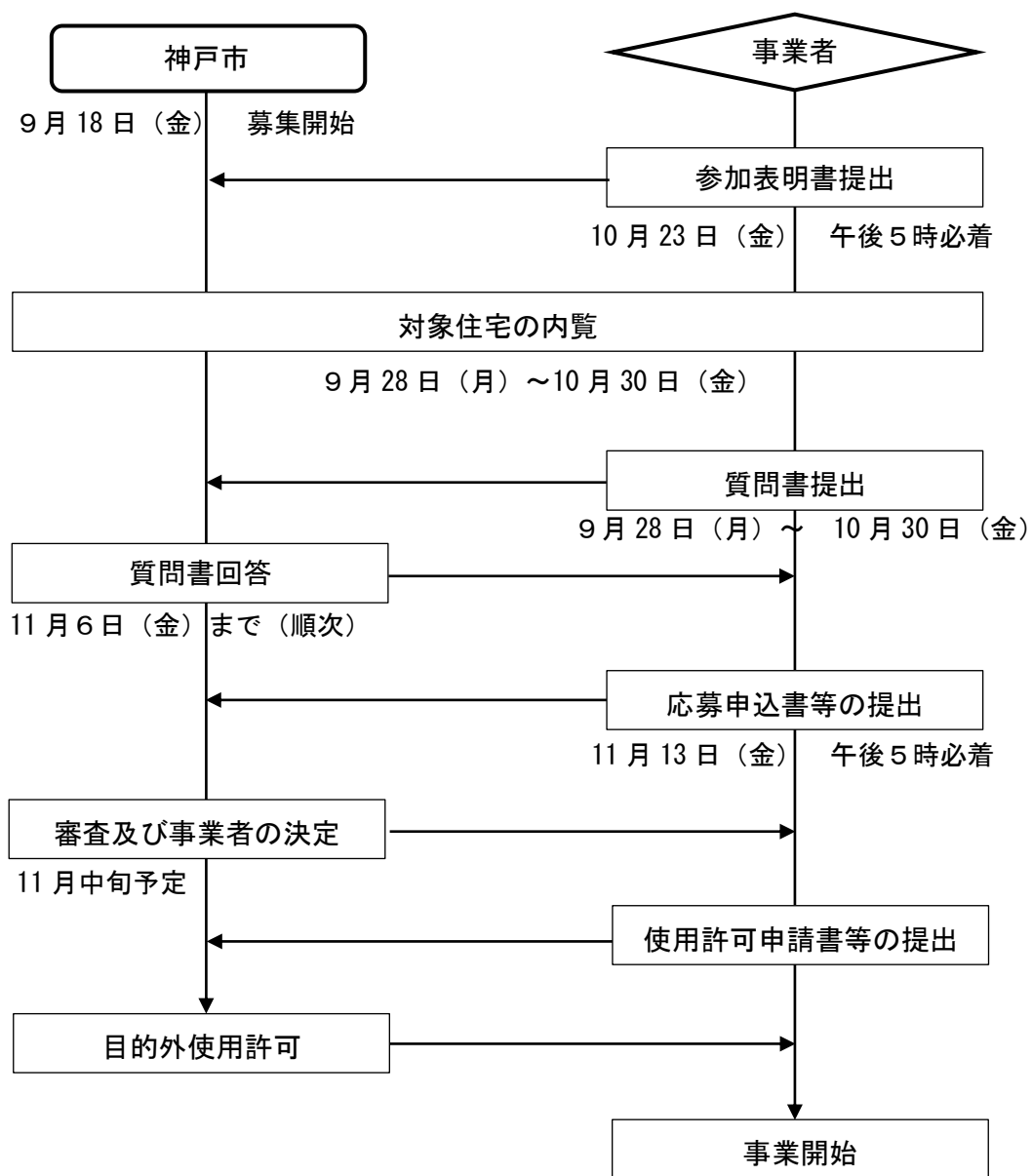
項目			配点	係数	基準
大項目	小項目				
ア 申込事業者の実績	1	改修等の実績	5 点	× 2	これまで行ってきたリノベーションやリフォーム等の実績は評価できるか（改修を第三者に依頼する場合、第三者の実績等の記載可）。
イ 計画に関する提案内容	2	実施体制	5 点	× 1	活用計画を遂行するにふさわしい事業執行体制を提案しているか。
	3	実現性・継続性	5 点	× 3	計画の内容は現実的なもので、継続的な運営が期待できるか。
ウ 整備・改修に関する提案内容	4	性能	5 点	× 3	断熱性・遮音性など、若年ファミリー世帯に配慮した性能が具体的に提案されているか（改修方法含む）。
	5	設備	5 点	× 2	若年ファミリー世帯が暮らしやすい設備が提案されているか（改修方法含む）。
	6	デザイン性	5 点	× 1	間取りや意匠などは若年ファミリー世帯にとって魅力的な改修内容か。
エ 運営に関する提案内容	7	入居者との契約条件	5 点	× 2	若年ファミリー世帯が入居しやすい契約条件か。
	8	団地内の連携、コミュニティ活性化	5 点	× 2	入居者の管理に当たり、指定管理者及び自治会と連携し、団地のコミュニティ活性化につながる提案内容があるか。
	9	P R 方法	5 点	× 2	若年ファミリー世帯の定住・移住につながる P R 方法が創意工夫されているか。
オ 地元加点	10	地元企業の参入促進	5 点	× 2	地元企業の場合は 5 点、準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）の場合は 2 点を付与する
合 計			1 0 0 点		—

8. 活用事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消す。その場合、次点の事業者（基準点以上）を選定する。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 活用予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他、活用予定事業者が相手方として不適当と認められる場合

<参考> 手続フロー図・スケジュール



問い合わせ先

郵便番号：651-0083

住 所：神戸市中央区浜辺通2丁目1-30三宮国際ビル3階

担 当：神戸市建築住宅局政策課（担当：茗荷、河野）

電話番号：078-595-6497

メール：10design@city.kobe.lg.jp